



HMCオープンセミナー第88回

内外から見た 日本の保護司制度の現状と課題

法
保
護

保
護
司
法



主任助村四郎
任リ校長

ローソン・キャロル
東京大学大学院法学政治学
研究科准教授



今福章二

元法務省保護局長



保護司法

(一) 法律の目的

第一條 この法律は、犯罪者豫防更生法（昭和二十四年法律第四十二號）第十九條の規定により地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に関する事項に從事する保護司について、これに適用すべき各級の基準を定め、もつて同法の圓滑な實施を期することを目的とする。

(二) 設置区域及び定数

第一條 保護司は、中央更生保護委員会（以下「中央委員会」という。）が都道府縣の区域を分けて定める区域（以下「保護区」という。）に置くものとする。

第二條 保護司の定数は、全國を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。

第三條 保護区ごとの保護司の定数は、中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて定める。

第四條 前項の定数を定めるに當つては、その土地の人口、經濟、犯罪の状況を他の事情を考慮しなければならない（兼應及び委嘱）。

第五條 保護司は、左の各號に掲げるすべての條件を具備する者のうちから、中央委員会の委員長が委嘱する。

(一) 人格及び行動について、社会的信譽を有すること。

(二) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

(三) 生活が安定していること。

(四) 健康で活動力を有すること。

第六條 中央委員会の委員長は、前項の委嘱を、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長に委任することができる。

所 所

(上) 保護司記章
(下・背景) 『保護司法』（ローソン・キャロル所蔵）

2023/3/10(金) 17:30-19:30
(オンライン開催 ※要申込)

